

減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

【船舶 1/1】

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)		
船舶	船舶法(明治32年法律第46号)第4条から第19条までの適用を受ける鋼船	漁船	総トン数が500トン以上のもの	12	
			総トン数が500トン未満のもの	9	
		油そう船	総トン数が2千トン以上のもの	13	
			総トン数が2千トン未満のもの	11	
		薬品そう船		10	
		その他のもの	総トン数が2千トン以上のもの	15	
			総トン数が2千トン未満のもの		
			しゆんせつ船及び砂利採取船	10	
			カーフェリー	11	
			その他のもの	14	
		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船	漁船		6
			薬品そう船		8
			その他のもの		10
					9
		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船(他の項に掲げるものを除く。)			7
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船			8	
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト				
	その他のもの	鋼船	しゆんせつ船及び砂利採取船	7	
			発電船及びとう載漁船	8	
			ひき船	10	
			その他のもの	12	
		木船	とう載漁船	4	
			しゆんせつ船及び砂利採取船	5	
動力漁船及びひき船			6		
薬品そう船			7		
その他のもの			8		
その他のもの		モーターボート及びとう載漁船	4		
		その他のもの	5		